

平成 27 年度税制改正に関する要望

平成 26 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果もあり、雇用・所得環境や企業収益が着実に改善するなど、力強さを取り戻しつつあります。

政府の「日本再興戦略」では、アジアの成長を取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用市場の強化を図ること等により、アジアナンバーワンの金融資本市場の構築を目指すとしてされており、経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な経済成長をもたらすためには、金融資本市場が果たす役割は、ますます重要となります。

こうした認識のもと、「日本再興戦略」において企図される成長戦略の道筋に沿った主要施策の実行・実現に我々としても積極的に貢献するとともに、活力ある金融資本市場の実現と投資家の裾野拡大に向けて全力で取り組んでまいります。

つきましては、平成 27 年度税制改正に関し、本年 1 月から開始された NISA（少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう非課税制度の恒久化、拡充及び簡素化を図ること、年齢制限を撤廃した「ジュニア NISA」を創設することや、投資リスク軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進する税制措置、日本経済の成長を牽引する新興企業の設立・成長を支援する税制措置など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等

1. NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ① NISA が幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること
- ② 次世代を担う若者の教育資金づくりや資産形成などをサポートする観点

- から、NISA の年齢制限を撤廃した「ジュニア NISA 制度」を創設すること
- ③ 個人の自助努力による資産形成の拡充を支援する観点から、NISA 口座における年間の投資可能上限金額（100 万円）を引き上げること（注）
 - ④ NISA 利用者の利便性向上の観点から、NISA 口座開設手続について、社会保障・税番号（マイナンバー）による重複口座確認を行うことにより住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項を簡素化するとともに、口座開設に要する期間の迅速化を図る措置を講じること

（注）世代間の資産移転を促進するという観点から、NISA の投資可能上限金額の引上げにあわせて、贈与税の基礎控除額の引上げなどの措置も検討すること

2. 確定拠出年金制度の拡充

確定拠出年金制度が広く国民に普及された制度となり、公的年金制度を補完するものとして十分に機能するよう、次の措置を講じること

- ① 加入対象者を公務員や専業主婦等まで拡大すること
- ② 拠出限度額の水準を引き上げるとともに、いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること
- ③ 勤労者等の年金資産の維持・安定等を図るため、確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

Ⅱ 投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、特定口座及び一般口座においてデリバティブ取引（注 1）に係る損益を含めた損益通算を認めること
- ② デリバティブ取引に係る損失について繰越控除を認めること
- ③ カバードワラントの保有者に支払われる期中分配金について、先物取引に係る雑所得等として申告分離課税の対象に含めること

（注 1）上記①の損益通算及び②の損失の繰越控除を認めるに際し、現行税法上、総合課税とされてい

る外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税とすること

（注２）上記①を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

２．上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 投資リスクの軽減を図る観点から、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行３年間）を延長すること

３．上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- 投資リスクの軽減を図る観点から、毎年の確定申告を前提として、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられるようにすること

４．相続の評価算定期間の延長

- 株式及び株式投資信託の相続税の評価額を実状に即したものとするため、従来の評価方法に加え、相続の発生時点から相続手続き完了までの間における最も低い価格を選択できるようにすること

５．配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること。上場株式等の配当等（投資信託の分配金を含む。）の税率引き上げや法人が受け取る配当等に係る益金不算入制度の見直しなどによる課税強化を行うことがないよう、少なくとも現行制度を維持すること

６．エンジェル税制の見直し

- 我が国産業の新陳代謝を促進し日本経済の成長を牽引する新興企業の設立・成長を資金調達面から支援するため、エンジェル税制について、所得控除対象となる投資額上限の大幅な拡大や、対象企業要件について創業（設立）年数要件の緩和及び設立経過年数１年以上の企業に係る直前期営業キャッシュ・フロー赤字要件の撤廃等、抜本的な拡充を行うこと

Ⅲ 投資者の投資促進並びに利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

1. 特定口座制度等の利便性向上

投資者の利便性向上の観点から、特定口座制度等について、次の措置を講じること

- ① 特定口座間移管（相続、贈与又は遺贈による移管を含む）が可能な上場株式等の範囲に、外国上場株式等（平成 28 年 1 月以後は外国公社債、外国籍公社債投資信託も対象）を含めること
- ② 出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等の範囲に、出国口座で保有する公社債、公社債投資信託の利子等及び償還金等の再投資等により取得したものを含めること
- ③ 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式等に関し株式分割等が生じた場合についても特定口座への受入れを可能とすること

2. 投資法人制度等の拡充

- ① インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人が導管性を満たしつつ恒久的にインフラ資産を過半超取得・保有することを可能とすること
- ② 投資法人等の活動の制約となっている税会不一致を解消するための所要の措置を講じること
- ③ 土地流動化促進等のための買換え措置（土地等、建物等で、所有期間が 10 年超のもの）を延長すること
- ④ 投資法人等に措置されている登録免許税、不動産取得税の軽減措置を延長すること
- ⑤ 投資法人等に措置されている登録免許税、不動産取得税の軽減措置の対象施設を拡充し、「物流施設（倉庫）・工場」を含めること
- ⑥ ヘルスケアリートの環境整備の観点から、不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、当該不動産に係る不

動産取得税及び固定資産税を非課税とすること

3. 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 投資者の利便性向上の観点から、証券会社等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
- ② 投資者の利便性向上の観点から、マイナンバーが記載された支払調書及び特定口座年間取引報告書が税務署に提出されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること

4. その他

- ① 投資者の利便性向上の観点から、税法上の告知において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること
- ② 外国金融機関との間で行うデリバティブ取引に係る現金担保から生じる利息（清算機関に預託する現金担保から生じる利息を含む。）について、源泉徴収を免除すること

以 上